

## つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成30年1月11日（木）午後1時30分から午後2時15分
2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

### 3. 出席者

#### 農業委員（9人）

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

#### 農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	古 谷 隆 夫
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫
係 長	大久保慎太郎

### 4. 欠席委員（1人）

委 員	3番	豊 島 利 夫
-----	----	---------

### 5. 傍聴者

なし

### 6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	現況証明発行可否について
議案第5号	農地の公売参加についての買受適格証明書発行可否について
議案第6号	買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

#### 報告事項

①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について

③制限除外の農地の移動届について

## 7. 会議の概要

### 1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年 1 月の定例総会を開催いたします。

なお、携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

### 1. 議長（齊藤会長）

新年明けましておめでとうございます。平成 30 年が農業委員の皆さんにとりまして良い年になることを、まずもってご祈念申し上げます。

さて、新しい農業委員会法に基づく農業委員会体制になってから間もなく 2 年が経過しようとしています。この間、議案の審議をはじめ農地利用の最適化に向けた取り組みを精力的に取り組んで頂きました。農地利用の最適化では目に見える成果を上げるところまではいきませんでした。耕作放棄地の調査・対策など、一定の活動が出来たと考えます。

平成 30 年度は、我々の任期の最後の年ですので、農業委員会活動の体制確立を図りながら、これまでの活動をさらに前に進めていきたいと思っておりますので、各委員の積極的な対応とご協力をお願いいたします。

また、今後の活動強化に向けまして、皆様のご意見をいただくべく、本総会終了後に、「意見交換会」を予定しておりますので、忌憚のない意見をお願いいたします。

本日の総会は、議案 9 件と報告事項 3 件となっております。議案も多いことから皆さんの精力的なご審議をお願いしまして挨拶と致します。

よろしくをお願いいたします。

## 1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日は3番豊島委員より欠席の通告がございましたので報告いたします。本日の出席委員は、農業委員10名中9名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

7番羽田委員、8番宮田委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくをお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保係長）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための売買、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は13㎡，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は287㎡の合計2筆，300㎡でございます。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いします。

はじめに、谷和原地区担当の調査部会2班の10番矢口委員よりお願いいたします。

## 1. 矢口委員

それでは、1月5日に行いました受付番号1番の書類審査、現地調査の結果についてご報告いたします。

当日は、齊藤会長、豊島委員、宮田委員と私、事務局から石神事務局長補佐、大久保係長の計6名で実施しました。

受付番号1番、地図は2ページになります。場所は開智学園の北東側の最近住宅が多く建ってきているところです。

申請理由は自己住宅建築のための売買、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも畑、面積は13㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも畑、面積は287㎡の合計2筆、300㎡でございます。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、学校法人開智学園及びもりり保育園があることから3種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので審議に入ります。

受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

## 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第1号について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議

題といたします。

事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番ですが、民事調停法による調停が成立しているため、単独申請となっております。内容としましては、共有持分を譲受人に全部移転するものです。申請地は、**■**字**■**番，地目は登記，現況とも畑，面積は1,375㎡，**■**字**■**番，地目は登記現況とも畑，面積は244㎡，**■**字**■**番，地目は登記，現況とも畑，面積は406㎡，**■**字**■**番，地目は登記，現況とも畑，面積は2,508㎡，**■**字**■**番，地目は登記，現況とも畑，面積は892㎡，**■**字**■**番，地目は登記，現況とも畑，面積は1,067㎡，**■**字**■**番，地目は登記，現況とも畑，面積は1,080㎡，**■**字**■**番，地目は登記，現況とも畑，面積は175㎡，**■**字**■**番，地目は登記，現況とも田，面積は520㎡，**■**字**■**番，地目は登記，現況とも田，面積は1,880㎡，合計10筆，10,147㎡になります。

続きまして、受付番号2番，申請地は**■**字**■**番，地目は登記，現況とも田，面積368㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

まず、受付番号1番について、伊奈地区を担当していただきました、調査部会1班の7番羽田委員よりお願いいたします。

## 1. 羽田委員

1月5日に行った書類審査，現地調査結果について報告いたします。

メンバーは齊藤会長，中山会長職務代理者，菊地委員そして私と，事務局から石神

事務局長補佐，大久保係長の計6名で行いました。

受付番号1番，地図は4ページになります。

事務局から説明があったとおり，民事調停法による調停が成立しているため，単独申請となっております。内容としましては，共有持分を申請者に全部移転するものです。

申請地は，現在も管理されている農地です。

申請者は自作地約357アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は2名で，水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は，10筆 10，147㎡の共有持分移転になります。

以上のことから，1番については，農機具等も所有しており，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えますので，許可しても問題はないものと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。

続きまして，受付番号2番の報告につきましては，豊島委員にお願いしていたところですが，本日欠席でございますので私から報告をさせていただきます。

受付番号2番につきましても，1月5日に現地調査及び書類審査を実施しました。

地図は5ページになります。

現地は東檜戸・台線から西側に少し入った所にあります，平成29年5月総会で4筆，29年8月総会で1筆，この隣接地を申請者が購入しております。現況は草が生えていましたが，一体的に整地して畑として利用する予定です。

申請者は自作地約101アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は1名で，水稲・麦・野菜を作付する農家です。

申請地は，登記現況とも田，1筆 368㎡で規模拡大のため売買により譲り受け，野菜を作付する予定です。

以上のことから，2番については，農機具等も所有しており，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えますので，許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

調査部会の報告が終わりましたので，審議に入ります。

まず、受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手あり)

1. 議長(齊藤会長)

はい、栗原委員どうぞ。

1. 栗原委員

はい。備考欄に民事調停法による調停が成立しているため単独申請とありますが、この内容を教えてください。

1. 議長(齊藤会長)

はい、事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保係長)

はい。今回のケースは、子二人が相続を受けて農地を二分の一ずつ所有していたところ、民事調停により調停が成立し、申立人が相手方に金銭を支払って、持分を移転するというものです。調停による場合には単独申請ができることから、今回は譲受人からの単独申請となったものです。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

栗原委員よろしいでしょうか。

(栗原委員頷く)

1. 議長(齊藤会長)

その他、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

ないようですので、受付番号2番についてご意見ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続きまして、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保係長)

はい。議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は2件となっております。

6ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は299㎡となっております。

続きまして受付番号2番ですが、申請人より平成29年10月25日に農地法第4条申請があり、平成29年11月総会で可決、常設審議委員会の諮問後、茨城県農業政策課に進達しました。その後、県農業政策課で現地調査を行い、非農地化が確認されたため、市農業委員会に相談があり、願出人と協議した結果、平成29年12月25日に農地法第4条申請の取下を受理し、同日付けで、非農地証明願が提出されたものです。申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記原野，現況畑，地積は1,093㎡，同じく，■■■■番■■■，地目は登記原野，現況畑，地積は1,393㎡，同じく，■■■■番■■■，地目は登記原野，現況畑，地積は309㎡，同じく，■■■■番■■■，地目は登記山林，現況畑，地積は6.33㎡，同じく，■■■■番■■■，地目は登記山林，現況畑，地積は1,916㎡，同じく，■■■■番■■■，地目は登記山林，現況畑，地積は3,739㎡，同じく，■■■■番■■■，地目は登記山林，現況畑，地積は60㎡，合計7筆，8,516.33㎡となっております。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

事務局の説明が終わりましたので、「非農地証明発行可否について」調査部会の報告をお願いします。

まず、受付番号1番について谷和原地区を担当して頂いた、調査部会2班の8番宮田委員よりお願いいたします。



## 1. 宮田委員

はい。それでは、1月5日に行いました、議案第3号受付番号1番の現地調査、書類審査についてご報告をいたします。

午後1時15分より書類審査、現地調査を行いました。メンバーは、齊藤会長、中山会長職務代理者、菊地委員と私、事務局から石神事務局長補佐、大久保係長の6名で実施しました。

受付番号1番、地図は7ページになります。申請地は周りに特に目立つものはないのですが、小貝川の堤防に近いところです。申請地は、平成7年5月以前から宅地として利用されており、現在、庭木が植えられており石が敷かれておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、伊奈地区を担当して頂きました、調査部会1班の2番菊地委員より書類審査、現地確認の報告をお願いいたします。

## 1. 菊地委員

はい。同じく1月5日に行いました、書類審査、現地調査の結果について報告いたします。

受付番号2番、地図は8ページになります。

現地ですが、確認に入っていくのも困難なぐらいの山林、原野となっております。

今回提出されました受付番号2番につきましては、周辺の原野、山林と一体化しており、登記原野につきましては、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。また、登記山林につきましては、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と思われま

す。以上のことから、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

書類審査，現地調査の結果について報告が終わりましたので，審議に入ります。  
まず，受付番号1番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。  
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので，受付番号2番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。  
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので，採決いたします。  
議案第3号について，非農地証明を発行にすることに賛成の方の挙手をお願いします。  
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。  
全員賛成により，議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして，議案第4号「現況証明発行可否について」を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第4号「現況証明発行可否について」をご説明いたします。  
今月の現況証明願は2件となっております。  
9ページをご覧ください。受付番号1番，申請地は■■■■字■■■■番，地目は登記畑，現況田，面積は1，510㎡でございます。  
続きまして受付番号2番，申請地は■■■■字■■■■番，地目は登記畑，現況田，面積は500㎡でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

引き続き、調査部会の報告をお願いします。

調査部会1班の5番中山会長職務代理者よりお願いいたします。

1. 中山会長職務代理者

はい。1月5日に行った現地調査、書類審査の結果について報告いたします。

受付番号1番、2番につきましては、申請地が隣接しているため一括で説明いたします。

地図は10ページになります。現地は、山谷地区にある営農型ソーラーの近くになります。今回提出されました受付番号1番、2番につきましては、詳細は不明ですが、基盤整備事業後昭和47年頃から田として使用されているような状況でした。現況証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

1番、2番隣接しておりますので、一括して審議いたします。議案第4号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、谷口委員どうぞ。

1. 谷口委員

はい。今、中山会長職務代理者から現地の説明がありましたが、昭和47年頃からのと、耕地整理が終わって畑として換地されてから、間もなく畑の土を取って水田に変えたということでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局から説明願います。

1. 事務局（大久保係長）

はい。2筆とも昭和46年11月23日に畑として土地改良法による換地処分がされております。

1. 議長（齊藤会長）

谷口委員よろしいですか。

1. 谷口委員

そうしますと、畑として換地された後に土を撤去して、現在は水田として水を引いて利用しているということですか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局からお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。実際に水田として利用されておりまして、福岡堰土地改良区の管内であることから土地改良区との協議がされておりまして、そのうえで、今回、現況証明願が出されたものです。

1. 議長（齊藤会長）

谷口委員よろしいですか。

1. 谷口委員

はい、わかりました。

1. 議長（齊藤会長）

その他ありますか。

ないようですので採決いたします。

議案第4号について、現況証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第4号は、現況証明を発行することに決定いたしました。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第5号「農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第5号「農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の買受適格証明願は1件となっております。

11ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも田、面積1,714㎡でございます。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

こちらにつきましても、調査部会の報告をお願いしたいと思います。

調査部会1班の7番羽田委員よりお願いします。

#### 1. 羽田委員

はい。農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について、報告をさせていただきます。

1月5日に同じメンバーで行いました。受付番号1番、地図は12ページになります。場所は、つくばエクスプレス沿いです。

申請者は自作地約353アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。

公売参加予定地、登記現況とも田、1,714㎡に水稲を作付する予定です。申請者の自宅から約2km離れた農地です。

以上のことから、1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、買受適格証明を発行しても差し支えないと思われま

皆様のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第5号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

はい。この買受適格者の順位というのはどの様になるのでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい。では、事務局から説明をしてください。

1. 事務局（大久保係長）

はい。買受適格証明の発行に係る順位はございません。これから公売に参加して入札をして、初めて決まることとなります。今回の公売への参加理由は、農地としての利用目的であることから3条の許可要件をすべて満たしていれば公売に参加できます。参加が何件あるかは今のところ分かりませんが、入札した中で一番高い額を入札した方が落札となります。

1. 議 長（齊藤会長）

飯泉委員、よろしいでしょうか。

1. 飯泉委員

そうしますと、買受適格者というのは一人ではなくて複数のこともあるのですか。買受適格証明書を持っていなくても、公売には参加できますか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい。事務局お願いします。

## 1. 事務局（大久保係長）

はい。公売案件の土地の立地条件等によっては、10件、20件と複数の場合もあります。

農地の場合には、買受適格証明書がないと公売には参加できません。

## 1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員よろしいですか。

（飯泉委員頷く）

その他ありますか。

（挙手なし）

## 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第5号について、買受適格証明書を発行することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第5号は買受適格証明書を発行することに決定いたしました。

## 1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第6号「買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第6号「買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

13ページをご覧ください。議案第5号で買受適格証明書の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をする。

以上です。

**1. 議 長（齊藤会長）**

ありがとうございました。

只今の議案第6号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

**1. 議 長（齊藤会長）**

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**1. 議 長（齊藤会長）**

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

**1. 議 長（齊藤会長）**

続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**1. 事務局（石神事務局長補佐）**

それではご説明いたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

14ページをご覧ください。

まず、新規案件としまして、田が26筆40,734㎡、畑が53筆で、43,595㎡、合計79筆で、84,329㎡です。貸し手が12人、借り手が11人となっております。

続いて、更新案件といたしまして、田が17筆52,179㎡、畑が4筆で、6,533㎡、合計21筆で58,712㎡です。貸し手が11人、借り手が9人となります。総計では、田が43筆92,913㎡、畑が57筆で、50,128㎡、合計100筆で143,041㎡です。貸し手が23人で借り手が20人となります。

詳細につきましては、15ページから19ページとなります。



以上です。

**1. 議 長（齊藤会長）**

説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

**1. 議 長（齊藤会長）**

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

**1. 議 長（齊藤会長）**

全員賛成により、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

**1. 議 長（齊藤会長）**

続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**1. 事務局（石神事務局長補佐）**

それではご説明いたします。20ページをご覧ください。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が24筆で、55, 524㎡, 畑が3筆で、1, 737㎡, 合計27筆で、57, 261㎡となります。貸手が7人, 借手が1団体となります。

詳細につきましては、21, 22ページをご参照ください。

以上です。

**1. 議 長（齊藤会長）**

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第8号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。23ページをご覧ください。

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件として、田が24筆で、55, 524㎡, 畑が3筆, 1, 737㎡, 合計27筆で、57, 261㎡となります。地権者が7人, 配分を受ける方が6人となります。更新案件はありません。

詳細につきましては、24, 25ページをご参照ください。

こちらについては、市から意見を求められているものです。

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、審議いたします。

議案第9号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により、議案第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
審議事項は以上です。これより報告事項となります。  
事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局(古谷事務局長)

はい。報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。26ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、5件になります。

受付番号1番と2番につきましては、いずれも紫峰ヶ丘5丁目の登記宅地、現況畑の隣接する土地になります。自己住宅建設のための売買です。

続いて、受付番号3番、申請地は小絹の登記現況ともに畑、1筆、208㎡です。こちらは、自己住宅建設のための使用貸借になります。

続いて、受付番号4番、こちらは筒戸の登記畑、現況雑種地の2筆、366㎡です。こちらは建売住宅建設のための売買です。

最後に受付番号5番、谷井田の登記田、現況宅地、2筆、241㎡です。こちらは、自己住宅建設のための売買になります。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は27ページになります。

今回の合意解約は4件です。

解約の理由ですが、1件はこれまで耕作者していた方が、高齢となったための解約で、今後は別の方が借り受けて耕作することになります。

受付番号2番、3番は同一の土地です。これまで農地利用集積円滑化団体を通して貸していたものを解約し、今後は農地中間管理事業に切り替えて、別の担い手が耕作する予定です。

他1件は、県道整備に伴い農地の一部が道路用地として買い上げられるため、いったん解約するものです。

続きまして議案書28ページをお開きください。

報告事項③「制限除外の農地の移動届について」を報告いたします。

受付番号1番、伊丹の登記現況ともに畑、面積109㎡を、農機具置場として利用するものです。

報告は以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、1月定例総会を閉会いたします。